

(別表) 老齢年金保険給付

1. 老齢厚生年金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するときに提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	・全請求者	
○	(2)世帯全員の住民票	・全請求者	・マイナンバーでの情報照会により添付省略可
○	(3)受取口座の通帳等の写し	・全請求者	・金融機関の証明を受けた場合、又は公金受取口座を指定する場合は不要
△	(4)戸籍謄本	・加給年金対象者がいる場合	
△	(5)所得証明書 (加給年金対象者)	・加給年金対象者がいる場合	・(配偶者の場合)マイナンバーでの情報照会により添付省略可 ・(健康保険または共済組合等の被扶養者である場合)被扶養者証の写しも可 ・(高等学校在学中の場合)在学証明書 ・義務教育終了前の者は不要
△	(6)雇用保険被保険者証(写)	・雇用保険に加入していた場合	
△	(7)その他年金決定に必要な書類		

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。

2. 障害厚生年金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するとき提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）（様式第 104 号）	・全請求者	
○	(2) 診断書（様式第 120 号-1～7）	・全請求者	・様式は症状に応じて 8 種類
○	(3) 病歴・就労状況等申立書	・全請求者	
△	(4) 受診状況等証明書	・診断書作成医療機関と初診日の医療機関が異なる場合	
△	(5) 受診状況等証明書が添付できない申立書	・受診状況等証明書が添付できない場合	
○	(6)世帯全員の住民票	・全請求者	・マイナンバーでの情報照会により添付省略可
○	(7)預金通帳の写し	・全請求者	・金融機関の証明を受けた場合、又は公金受取口座を指定する場合は不要
○	(8)基礎年金番号を確認出来るものの写し	・全請求者	
△	(9) 戸籍謄本	・加給年金対象者がいる場合	
△	(10)所得証明書（加給年金対象者）	・加給年金対象者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・（配偶者の場合）マイナンバーでの情報照会により添付省略可 ・（健康保険または共済組合等の被扶養者である場合）被扶養者証の写しも可 ・（高等学校在学中の場合）在学証明書 ・義務教育終了前の者は不要
△	(11)基礎年金番号を確認出来るものの写し(加給年金対象者)	・加給年金対象者がいる場合	
△	(12)その他の書類		

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。

3. 遺族厚生年金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するとき提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（様式第 105号,106 号）	・全請求者	・子については、様式第 106 号
○	(2)元組合員の 戸籍謄本(除籍)	・全請求者	
○	(3)元組合員の「住民票の除票」	・全請求者	・マイナンバーでの情報照会により添付省略可
○	(4)「死亡診断書」又は「死亡届記載事項証明書」	・全請求者	
○	(5)元組合員の基礎年金番号を確認出来るものの写し	・全請求者	
○	(6)請求者の世帯全員の住民票	・全請求者	・（配偶者の場合）マイナンバーでの情報照会により添付省略可
○	(7)請求者の「所得証明書」又は「非課税証明書」	・全請求者	・（配偶者の場合）マイナンバーでの情報照会により添付省略可 ・（健康保険または共済組合等の被扶養者である場合）被扶養者証の写しも可 ・（高等学校在学中の場合）在学証明書 ・義務教育終了前の者は不要
○	(8)請求者の基礎年金番号を確認出来るものの写し	・全請求者	
○	(9)預金通帳の写し	・全請求者	・金融機関の証明を受けた場合、又は公金受取口座を指定する場合は不要
△	(10)その他の書類		

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。